

保護者の皆さん

令和2年7月7日

西原町立西原東中学校
校長 親泊 正幸
(公印省略)

台風接近時等における生徒の登下校について

保護者の皆さんにおかれましては、日頃より台風情報等に注意し、安全確保（登下校時の送迎や自宅待機等）についてご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、台風の接近に伴う、暴風警報、暴風特別警報（以下、「暴風警報等」という）に伴う臨時休校について、下記のとおり改訂しますので、お知らせします。

記

1 暴風警報等が発令された場合

- 本島中南部地域に暴風警報等が発令されている間は「臨時休校」となります。
- テレビ等での「公立小中学校は休校となります」の表示の有無に関わらず、休校です。
- 生徒は安全のため、外出を控えてください。

2 暴風警報等が解除された場合

(1) 7時までに暴風警報等が解除になった場合

- 普段どおりの時間に登校します。（ジャージ登校・給食あり）

(2) 7時以降に暴風警報等が解除された場合

- 縦日「臨時休校」となります。

3 登下校時の安全について

- (1) 暴風警報等が解除されても、強風、突風、土砂崩れ、道路の冠水、倒木、電線等に十分注意して登下校する。
- (2) 大雨による河川の増水、氾濫の可能性があるので川に近づかないようにする。

4 登校後に暴風警報等が発令された場合

- (1) 学校で安全指導を行うとともに、状況に応じて学校待機、下校等を判断します。下校の際はできる限り、保護者による迎えをお願いします。

5 自宅での過ごし方

- (1) 外出を控える。
- (2) テレビ、ラジオ、インターネット等で最新情報を得る。
- (3) 時間を有効に使い、家庭学習等を行う。

6 その他

- (1) 学校への電話による問合せはご遠慮ください。（電話回線が混み合い、学校からの緊急連絡等ができなくなります。）
- (2) 西原東中学校メーリングサービスで、学校からの情報を発信しています。（未登録の保護者は、ぜひ登録お願いします。）
- (3) 暴風警報等が発令されていても、特別な事態（地震、雷雨、局地的豪雨、冠水、がけ崩れ、土石流など）により危険が予測される場合は、安全を最優先し、登校の判断を保護者で行ってください。
- (4) 県教育委員会、町教育委員会から上記以外の通知があった際は、再度お知らせします。なお、町防災無線放送等に十分ご留意ください。